

令和4年9月吉日

登録販売店 各位

玉川生コンクリート協同組合  
理事長 宍戸 啓昭



### 旧契約価格改定のお願い

平素は、当組合の商品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。また、私共 協同組合の運営に多大なるご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、この度、当組合で供給させていただいております、生コンクリートの納入価格につきまして、既に個別契約を締結している分について、次のとおり価格を改定させていただきたくお願い申し上げます。ご高承のとおり、昨今、セメント・骨材・混和剤等の原材料の高騰に加え、燃料価格・人件費・電力料等諸経費の高騰等、すべてのコストが上昇していて、当組合及び組合員が、個別契約を締結した時点の価格では到底生コンクリートを納入することができない状態に至っているためです。

価格改定をお願いする対象となる取引、内容等は次のとおりです。

1. 対象になる契約：原則として契約期間が長期間に亘るもの。  
または現在の市場価格と乖離しているもの。
2. 内容：  
生コンクリートの個別契約を締結したものの内、長期に亘る契約、若しくは契約時期が古い契約。  
または、現在、当組合で契約している価格、若しくは価格調査会社による表示価格（建設物価調査会・経済調査会）と乖離していると判断されたもの。  
これらの契約について、当該登録販売店に対して個別に価格改定の申入れを行います。  
当該販売店と協議する内容は、価格改定時期・価格改定幅・その他の付帯条件等になります。  
尚、対象の契約期間以降の工事でも、契約内容・今後の契約期間・状況によっては対象となり得ることを予めご了承ください。
3. 改定時期：当該登録販売店との協議が調い次第。

なお、上記の申入れとは別に、旧契約案件の内、個別契約で約定した納期を過ぎているもの、納入条件に適合していないもの等、個別契約の条件に反している案件につきましては、契約解除を検討させていただきますので、予めお含みおき下さい。

上記対応は、いずれも、当組合及び組合員が将来にわたって生コンクリートの安定供給を果たすために必要不可欠なものであります。

登録販売店様におかれましても、大変厳しい状況であるとは存じますが、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上